

# さいたま市染谷ふるさとの緑の景観地保全計画〈概要版〉

## 1 概要

さいたま市染谷ふるさとの緑の景観地は、さいたま市の東部に位置し、見沼田圃を囲む斜面林の一部を中心に構成されている。

見沼田圃と一体となり、当地域固有のすぐれた景観を形作っている。

林相は、アカシデ、イヌシデ、クヌギ、コナラ、シラカシ、モウソウチク等から構成されている。

## 2 自然環境等

この地域では、樹林性の動植物や路傍・草地性の職部などが確認された。

## 3 指定地の状況等

この景観地は昭和59年度に樹林地6.34haを指定している。

山林所有者と埼玉県が締結している緑の管理協定の締結状況は、平成22年度で2.99haであり、指定地に対し47.2%を占めている。当該景観地の北側半分がさいたま市の「思い出の里市営霊園用地」になっている現状では、残存樹林地面積の約8割が緑の管理協定を締結していることになり、山林所有者の保全意識は高いと判断できる。

## 4 保全計画の基本方針

### (1) 緑の保全

環境保全機能、住民の憩いの場としてのレクリエーション機能、郷土景観や歴史的価値のある緑地など住民の心理的効果に寄与する景観構成機能、多様な生物の生息空間など、緑地が有する様々な機能が発揮でき、次世代への誇りや財産として引き継ぐため、土地利用転換の抑制等を図ることにより、首都近郊に残された武蔵野の景観や伝統的なふるさとの農村風景となる緑地を保全していく。

### (2) 緑の再生

屋敷林や農地が一体となった景観を保全するため、樹林地については、景観地内の樹木の萌芽更新や竹林の適正管理などを図り、緑を再生していく。

### (3) 緑との共生

既に緑が減少してしまった区域及び将来的に緑が減少する区域においては、近接する緑地を憩いの場として安らげる住民共有の財産として保全していく仕組みづくりや住民一人一人が取り組める住宅地の緑化などを推進することにより、緑のネットワーク形成を構築していく。

## 5 区域設定

### (1) 緑の保全・再生区域

景観地内の緑の骨格軸として、多様な生物の生息空間としての機能やレクリエーション・景観構成機能などを発揮するため、現存する豊かな緑を保全するとともに、樹木の萌芽更新などを図り、緑を再生する区域とする。

### (2) 緑との共生区域

緩衝緑地の創出、住宅地や道路用地の緑化を図り、隣接する樹林地との緑のネットワーク形成を構築することにより、緑豊かな地域らしさを創出する区域とする。

## 6 施策方針

### (1) 緑の保全・再生区域

#### ① 緑地保全

まとまりある良好な農村景観や歴史文化資源と一体となった緑地を保全するため、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例による継続した取り組み（緑の管理協定締結者への、ふるさと埼玉の緑を守る奨励金交付）とともに、必要に応じて土地の買い取り等を行い、レクリエーション、防災等の機能における重要な緑地として保全するための施策を展開していく。

#### 【手法の例示】

- ・ **保全する緑地の公有地化**

緊急に緑地を保全しなければならない場合には、身近な緑公有地化事業の活用を検討する。

- ・ **緑地保全整備のための樹林地の借り上げ**

まとまった樹林地を保全するために、樹林地の借地を検討する。

#### ② 緑の再生及び維持管理

良好な景観地を保全していくため、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例による継続した取り組みとともに、行政と市民との協働による下草刈りや清掃などの維持管理、荒廃した樹木の代替え植生への転換などの施策を展開していく。

また、緑地内に投棄されたゴミの回収や不法投棄防止パトロールなど、廃棄物問題に対し、関係機関とも連携を図りながら展開していく。

#### 【手法の例示】

- ・ **市民との連携**

地元住民やNPO、事業者等が緑地や自然環境の維持管理に参加できる包括的な体制づくりを進め、活動を支援する。

- ・ **次世代へ引き継ぐための環境教育の実施**

緑地保全や緑化の推進組織の育成や拡大とあわせて、学校や子どもエコクラブなど環境学習の場において、緑地保全や緑化、自然保護などの体験を通じて緑の大切さを次世代に引き継いでいく。

- ③ **希少野生生物の保全**

豊かな自然環境を保全するため、樹林地を適切に管理するとともに、希少野生生物の生息状況を定期的に把握する。

**【手法の例示】**

- ・ **希少野生生物のモニタリングの実施**

景観地内に生息する希少野生生物の生息状況を把握するため、モニタリング調査等を実施する。

## (2) **緑との共生区域**

- ① **活用**

樹林地に隣接する宅地等については、生活に潤いを与えてくれる緑に対して、住民が日常的な維持管理活動を行い、景観地内特有の緑と住民の関係づくりを目指した身近な緑の地域づくりを推進していく。

**【手法の例示】**

- ・ **市民との連携（再掲）**
- ・ **次世代へ引き継ぐための環境教育の実施（再掲）**

- ② **創出**

緑豊かな地域らしさを創出するため、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づく緑化計画届出制度の推進のほか、さいたま市みどりの条例や開発指導要綱に基づき良好な自然環境を創出するため、工場や住宅、道路などの緑化を推進することにより、住民が主体となった緑豊かな地域づくりを目指した施策を展開していく。

**【手法の例示】**

- ・ **隣接部の緑化**

樹林地との隣接部への植栽など修景を主な目的とする緑化を進め、樹林地の一体感を創出する。

- ・ **緑化の推進**

住宅地などの土地利用を行っている箇所については、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づく緑化計画届出制度による緑化やさいたま市みどりの条例、開発指導要綱に基づく緑の保護育成などに土地所有者一人一人が取り組むことにより、緑豊かな地域づくりを推進する。

# さいたま市染谷ふるさとの緑の景観地。保全計画区域図



## 植生図 凡例

- A シラカシ・ケヤキ群落
- コナラ群落
- C モウソウチク群落
- スギ・ヒノキ植林
- 人工草地
- 2 畑地
- 3 人工裸地
- 4 建造物・コンクリート地

## 区域設定等凡例

- 指定地
- 緑の保全・再生区域
- 緑との共生区域



0 50 100 150m

「さいたま市染谷  
ふるさとの緑の景観地」